

第3章

計画の内容

第3章 計画の内容

基本目標 人権を尊重し男女共同参画意識を高めよう

男女共同参画社会の実現に際しては、人は性別に捉われず個人として尊重されるという人権尊重の意識を社会に定着させることが重要です。

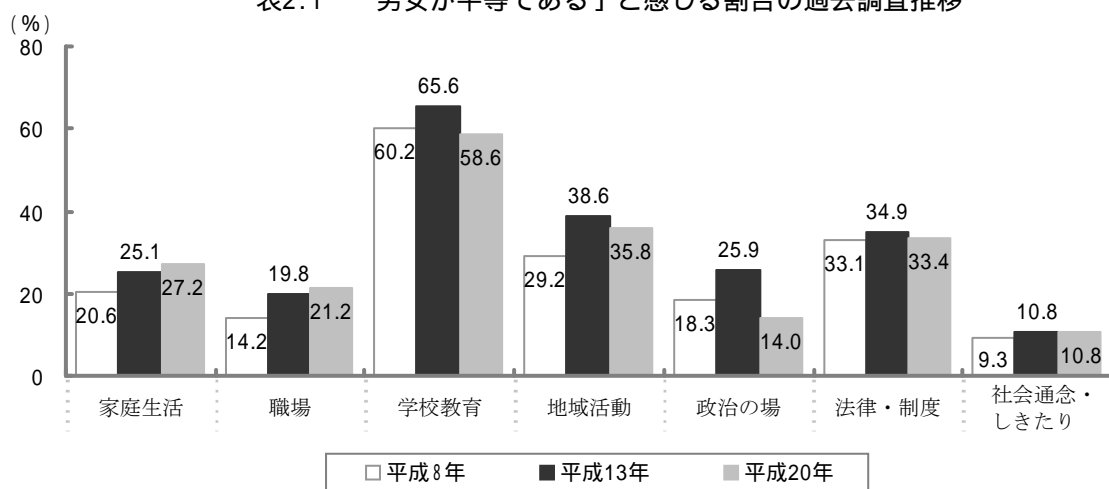
いわゆる「男は仕事、女は家庭」といった社会的な慣習や固定的な性別役割分担意識は、様々な分野における女性の参画機会を妨げるだけでなく、男女共同参画社会の形成を進めていくうえでも克服していく課題です。

男女を問わず、この固定的な性別役割分担意識に気づき、一人ひとりの個性と人権を尊重する意識づくりを図っていく必要があります。

男女を取り巻く社会・経済環境の変化に対応しながら、ゆとりある人間性豊かな生活を創造するとともに、家庭・学校・地域社会における男女平等の考え方を浸透させるための広報・啓発活動を推進し、男女共同参画に対する意識改革を図ります。

各法令等が制定、整備されてきていますが、「男女共同参画」という言葉は浸透してきたものの市民の意識が大きく変わるようなことはなく、一層の継続的な啓発が求められています。

表2.1 「男女が平等である」と感じる割合の過去調査推移



岡崎市資料：「男女平等に関する市民・職員意識調査」(H8)
「男女平等に関する市民・職員意識調査」(H13)
「ウィズプラン見直し調査」(H21)

基本的課題1 男女共同参画社会の形成のための意識啓発

現状と課題

男女共同参画社会の実現には、社会的・文化的に形成されてきた固定的な性別役割分担意識を家庭や学校、職場や地域等、あらゆる分野で解消していくことが重要です。

そのためには、広報紙や市ホームページ等による周知・啓発活動の推進、家庭や学校、職場、地域において話し合いの場を設けるなど、積極的な意識改革が必要となります。

これまでの慣習が女性の地域活動への参加や男性の家事参加を妨げてきたこともあるので、男女共同参画の大切さを引き続き啓発し、住みよい地域社会に積極的に参加できる意識を育てていくことが望まれます。

地域社会活動においては、従来慣行や地域における慣習に捉われることなく、男女が対等な構成員として活動を実践できるよう、様々な機会を通じて啓発を進めていく必要があります。

施策の方向

男女共同参画に関する情報の収集と市民にとって効果的な情報提供に努め、欲しい人に欲しい情報が届く仕組みを考えていく必要があります。また、計画推進の基礎となる意識調査等についても定期的の実施し、その結果を次の計画に活用し、地域社会への啓発を進めます。

また、情報を発信する本市の職員については、男女共同参画意識を更に浸透させるため、研修等の実施を含めた啓発を行います。

(1) 男女共同参画についての情報の収集等及び啓発の推進

具体的施策	担当課
① 男女共同参画に関する市民意識調査の実施	文化活動推進課
② 男女共同参画に関する情報収集・調査研究	文化活動推進課
③ 男女共同参画情報紙の発行	文化活動推進課
④ フォーラム・講演会・講座等の開催	文化活動推進課
⑤ 男女共同参画の視点に立った表現方法の点検・見直し	文化活動推進課
⑥ 男女共同参画におけるメディア・リテラシー ^{※1} の促進	文化活動推進課

※1 **メディア・リテラシー**：新聞、テレビ、雑誌、インターネットなどの情報をメディアといい、このようなメディア情報を主体的に選択し、内容を読み解き、適切に発信する能力を身につけること。

(2) 市職員への男女共同参画意識の浸透

具体的施策	担当課
① 男女共同参画の視点に立った施策立案・運営の促進	文化活動推進課
② 男女共同参画の視点に立った職場環境の見直しと推進	文化活動推進課 人事課
③ 男女共同参画の視点に立った職員研修の実施	文化活動推進課 人事課

(3) 地域社会における男女共同参画意識の促進

具体的施策	担当課
① 男女共同参画の視点に立った講座等の開催	文化活動推進課
② 男女共同参画に関する事業実施団体等への支援と連携の検討	文化活動推進課
③ 地域活動における男女共同参画を推進する人材の養成	文化活動推進課

基本的課題2 さまざまな場における男女平等教育の推進**現状と課題**

「男女共同参画社会基本法」の制定等を契機として法制度の整備も進み、男女共同参画社会への基盤づくりは進展してきました。

社会環境の変化に伴い、私たちのライフスタイルや価値観も多様化しており、家庭や学校、地域社会において、「女の子だから、男の子だから」という意識をジェンダーに敏感な視点から見つめ直すことが今まで以上に重要となっています。

そのために、家庭においては人間形成の基礎を育む場として家族皆で家事を分担することや、家庭教育への参画等を通じてジェンダーに捉われない考え方を浸透させていく必要があります。

また、就学前の保育園や幼稚園を含めた、全ての教育活動の場を通じて、人権尊重や男女平等という意識を育むことが大切です。

性別にかかわらず、いずれの世代においても、男女共同参画の意義を理解し、自己のライフスタイルをもう一度見直すことが重要となってきます。

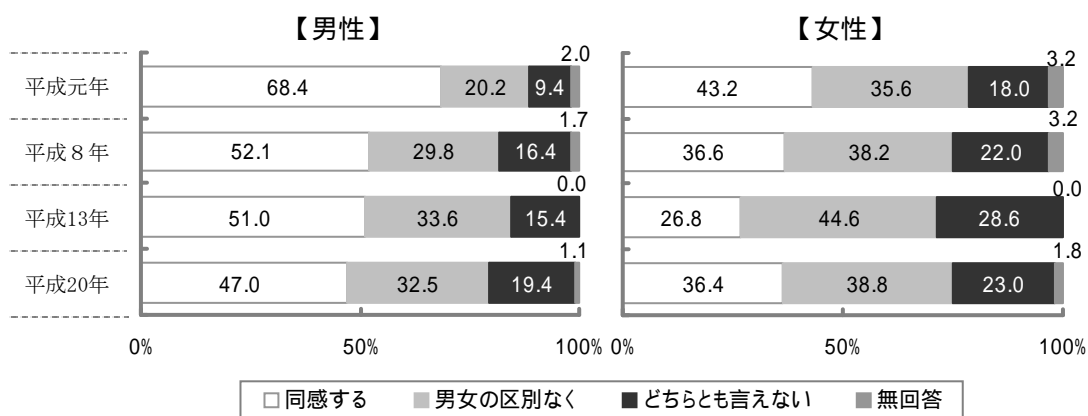
経済不況による社会構造の変化は終身雇用のあり方を変えつつあり、貧富の差の拡大により貧困層が増加し、無年金のままの高齢者、働く意欲があるのに就職できない若者が増えるなどの状況が起きています。

お互いの人権を認め合い、支え合うことのできる社会の実現のためには、男女平等、男女共同参画意識を小さいときから学ぶことが重要です。

「ウィズプラン見直し調査」からも、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担の意識に大きな変化はありません。一人ひとりの個性を活かす家庭での教育の力が求められ、家庭においてジェンダーに捉われない生き方、地域の伝統や風習への理解を通じて、真の男女平等とは何かを考え、実践していく必要があります。

「ウィズプラン見直し調査」においても、教育の場は比較的男女平等であると考えている人が多いものの、深刻化するいじめ問題、不登校児童の増加など、人権尊重の意識を育てる重要性がより強く求められています。

表2.2 子どものしつけは「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という考え方について



岡崎市資料：「女性に関する生活実態と意識の調査」(H元)
「男女平等に関する市民・職員意識調査」(H8)
「男女平等に関する市民・職員意識調査」(H13)
「ウィズプラン見直し調査」(H21)

施策の方向

男女平等の観点からの教育はとりわけ重要です。性別役割分担の固定化は、個人の可能性を制限してしまうおそれもあります。男女共同参画社会の実現を目指すには、男女の区別よりその個性を尊重することが重要です。そのため、家庭、学校での男女平等教育が継続して実施されていくことが大切です。

(1) 保育園や学校等及び家庭における男女平等教育の推進

具体的施策	担当課
① 男女平等の視点に立った家庭内学習の推進や講座の開催	社会教育課 保育課 文化活動推進課
② 男女平等の視点に立ったカリキュラムや教材の選定	学校指導課
③ 男女混合名簿の実施	保育課
④ 学校等の運営における男女共同参画の推進	学校指導課 社会教育課

《それぞれの役割》

「市条例」には、それぞれの立場から男女共同参画について取り組んでいくための責務を定めています。市だけではなく、市民／市民団体、教育に携わる者、事業者のそれぞれが一緒になって計画を推進するための取り組みについて表しています。

それぞれの役割

～市条例第4条から第8条で掲げるそれぞれが担う責務～

市は

- 広報紙、市ホームページなどで男女共同参画に関する情報をわかりやすく提供します。
- 市民が男女共同参画について学習する機会の充実に努めます。

市民／市民団体は

- 男女に不平等をもたらすような慣習や固定的性別役割分担意識に気づき、改めていきましょう。
- 広報紙や啓発紙を読み、現状を理解しましょう。
- 男女ともに地域社会に目を向けてできるかぎり地域社会活動に参加しましょう。

教育に携わる者は

- 人権尊重や男女平等意識について常に学べる機会をつくり、男女共同参画意識を育てましょう。

事業者は

- 男女共同参画について理解し、従業員に啓発しましょう。
- 職場において固定的役割分担がないか見直してみましょう。



男女共同参画

「男女共同参画シンボルマーク」
(C) 内閣府男女共同参画局

基本目標 あらゆる分野への男女共同参画を促そう

男女共同参画社会の実現のためには、「男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の決定、計画立案等に共同して参画すること」が必要です。

女性の社会進出を促し、社会における多様な問題に対処するためには、男女双方の意見が反映されることが重要です。

国では平成32（2020）年までに、あらゆる場面で指導的地位における女性が占める割合を30%とするよう目標を定めています。

本市の各種審議会等への女性の登用率は、平成15（2003）年4月1日現在で18.9%、平成22（2010）年4月1日現在では25.6%となり徐々に増えていますが、まだ、男女が対等に参画しているとは言えない状況です。「ウィズプラン」における女性委員の登用率40%を本市における将来目標とし、引き続き女性の参画を進めるとともに、女性のいない審議会の解消に努めます。

また、情報公開や委員の公募を推進し、性別や就業の有無を問わず市政に参画できるよう配慮していきます。

地域、職場、学校等あらゆる分野で男女がともに能力を発揮できる環境づくりを働きかけると同時に様々な意見を積極的に反映させる仕組みのもと、誰もが性別にかかわらず互いに尊重し合い共同しながら暮らしていくことができる社会を実現していくために、女性も活躍できる場面への参画率を上げていく必要があります。

基本的課題1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

現状と課題

政策・方針決定の場への女性の参画促進は、男女双方の意見を反映させるために重要なことであり、女性の参画が必ずしも多くない現状にあって、市政のみならず政治や経済、地域社会などの「場」において積極的な参画を促す施策や制度の充実が必要です。能力があれば、性別にかかわらず活躍できることを広く認識する必要があります。そのため、様々な場面で、女性が活躍していることを啓発し、“活動することは、特別なことではなく普通である”ということを啓発していきます。

また、そのためには、方針の決定、政策立案等に関する能力を高めるために様々な情報を収集・提供するとともに、人材の発掘・育成に努める必要があります。また、各種審議会においても、その構成員が男女どちらか一方に片寄らないように配慮することが重要です。

施策の方向

女性のあらゆる場面への参画率を高めるための啓発を引き続き進めます。

企業の管理職への女性登用率を上げるための取り組みは、企業戦略としても取り上げられる問題であるため、関係機関と連携してより啓発を進めていく必要があります。どのような立場でも、女性も男性も同様に個々の能力によって評価されることが重要です。

(1) 行政における政策・方針決定の場への女性の参画促進

具体的施策	担当課
① 審議会等への女性委員登用の推進	文化活動推進課 人事課
② 男女共同参画を推進する人材の育成	文化活動推進課
③ 市女性職員の能力活用と登用促進	人事課

(2) 企業・団体における指導的立場への女性の参画促進

具体的施策	担当課
① 経営方針等決定の場への女性登用の推進のための啓発	文化活動推進課 商工労政課

基本的課題2 地域社会活動への男女共同参画の促進

現状と課題

地域社会は、個人や家庭では担いきれない教育・安全・福祉等の問題を解決する場として大切な役割を果たしており、私たち市民が住みやすいまちづくりを進めるためには、男女を問わず積極的な地域社会活動への参画が重要となります。地域のまとまりは、同じ地域に住む者同士の連帯感を育て、市民自治の基礎となります。

「ウィズプラン見直し調査」では、自治会・町内会の参加状況について、「参加している」と答えている市民は27.6%です。しかし、自治会・町内会を含む多くの地域社会活動への参加状況として、前回調査と比較しても減少傾向にあります。地域社会活動に参加しない理由は「忙しい」が32.4%と最も多く、次いで「特に理由はない」「人間関係がわずらわしい」と続きます※1。

地域は生活の基盤であることを再度認識し、男女を問わず、そこに住む人として地域社会活動に参加することで、男女共同参画意識も芽生えていくと考えられます。男女双方が参加しやすい仕組みを新たに考えていく必要があります。

※1 「ウィズプランおかげさき21」見直しにあたっての市民意識調査報告書 P77 問21参照
<http://www.city.okazaki.aichi.jp/secure/7005/isikityosa05.pdf>

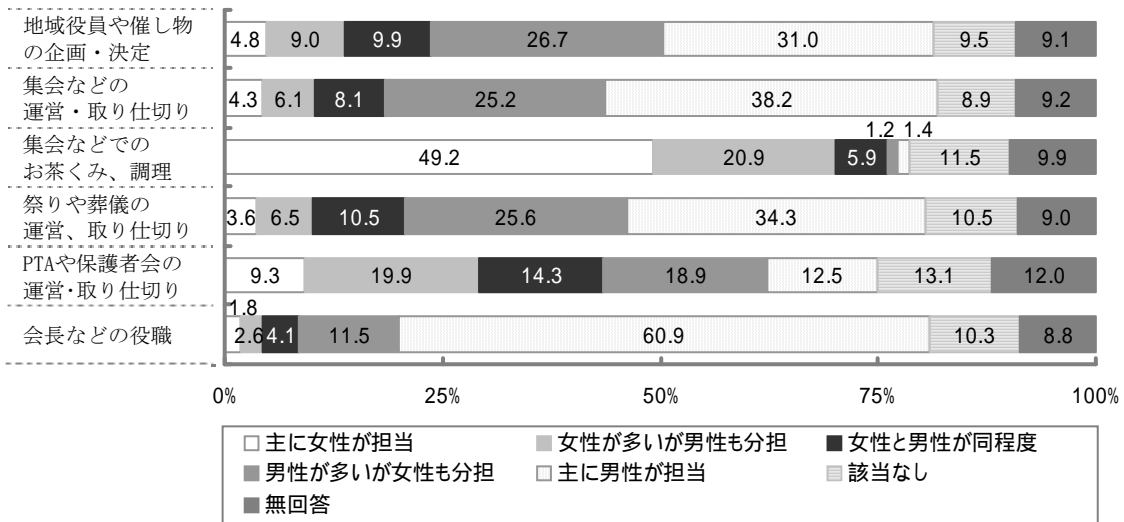
地域での女性役員就任についても、書類上は夫であるなど、実質的活動状況と違っている場合があります。地域社会活動への参加を促進するには、参加の単位を世帯から個人へと変えてみる視点も必要です。

また、個人を意識することで、改めて家族のあり方を考える機会となります。

女性が単なる構成員にとどまらず、意思決定の場へ参画するためには、全ての人が男女は平等であり、地域も男女双方にとって平等の場であるという意識を身につけ実践していくことがますます重要になってきます。

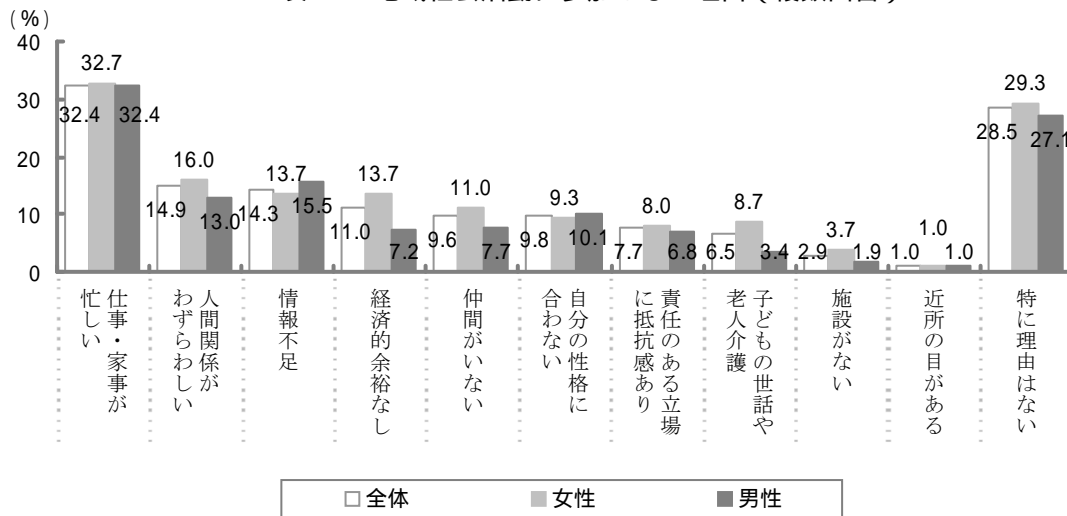
男女は対等なパートナーという視点から、女性の側に負担が片寄らないよう見直しを行うとともに、地域社会活動に対してバランスのとれた男女の参画を推進していく必要があります。

表2.3 地域生活の男女の分担状況



岡崎市資料：「ウィズプラン見直し調査」(H21)

表2.4 地域社会活動に参加しない理由（複数回答）



岡崎市資料：「ウィズプラン見直し調査」(H21)

施策の方向

地域社会は、様々な家庭が支え合って形成されています。そのため女性も男性もその能力に合わせて地域社会に参画していく必要があります。

「長は男性に」といった慣習の中で、「できる『人』がやる」という考えを取り入れるとともに、男性も子育てに加わりながら、地域社会活動に参加できるような仕組みが求められています。市民一人ひとりが男女の区別なく、一人の人として、主体的な活動ができるよう情報提供や活動支援を進めます。現在、学区女性団体が活動していますが、地域社会活動の女性リーダーとなり一層の活動ができるように、男女共同参画に関する学習の機会や情報を提供します。

(1) 学区女性団体及び男女共同参画を推進する市民活動団体への支援

具体的施策	担当課
① 学区女性団体等への活動支援	文化活動推進課
② 男女共同参画を推進する市民活動団体※ ¹ 等への活動支援	文化活動推進課

(2) 地域社会活動への男女共同参画の促進

具体的施策	担当課
① 町内会や子ども会等の地域団体等への男女共同参画の促進	文化活動推進課 市民協働推進課 こども育成課 社会福祉協議会

(3) 家庭や地域における男女共同参画の促進

具体的施策	担当課
① 家庭や地域社会への男女共同参画を促す講座等の開催	文化活動推進課
② 関係機関と連携した相談機能の充実	文化活動推進課
③ 家事・子育て・介護における男女共同参画の促進支援	文化活動推進課 長寿課 保育課

※1 市民活動団体：岡崎市民協働推進条例第2条に規定する団体をいいます。

それぞれの役割

：本編P29参照

～市条例第4条から第8条で掲げるそれぞれが担う責務～

市は

- 各種審議会等の委員に女性の参画を進めます。
- 女性職員の幅広い登用促進と能力活用の機会を提供します。

市民／市民団体は

- 誰もが地域社会や組織の一員として自ら考え行動し、あらゆる分野における企画・運営に参画しましょう。そのなかで、女性が参画しやすい体制づくりや環境づくりに協力しましょう。

教育に携わる者は

- 女性教員の管理部門登用に努め、学校での男女平等教育を一層進めましょう。

事業者は

- 性別にかかわらず能力を発揮できる職場づくりに努めましょう。



基本目標 職場における男女平等を実現し、男女がともに働きやすい職場環境にしよう

女性を取り巻く労働環境の整備については、「男女雇用機会均等法」が平成9（1997）年に一部改正され、女性就労者が性別によって差別されることなく職業生活を営むことができるようになりました。しかし、採用や配置・昇進等の制度上の差別が禁止されたにもかかわらず、未だに賃金格差等の様々な男女格差が存在しています。

少子高齢化の進行により労働力不足が懸念され、女性の労働力はより重要さを増しています。働きたい人が性別により差別されることなくその能力を十分発揮できるように、職場の理解を得ながら多様な働き方に応じた就労支援や労働環境を整備することが重要になっています。

性別に捉われず個人の能力に基づく雇用管理の実現を図るとともに、働き続けられる環境づくりや女性の能力を発揮できる機会づくりが求められます。

また、男女ともに「働きたいときに働くことができる」環境や仕事とそれ以外の時間の過ごし方が調和した働き方、ワーク・ライフ・バランスの取れた働き方が求められています^{※1}。

加えて、ライフスタイルに合わせ仕事と家庭が両立できるような多様な働き方を可能にするための雇用環境整備や男性の働き方の見直しを進めるとともに、出産育児で仕事から離れた女性の再チャレンジ支援^{※2}の充実も求められています。

基本的課題1 働く場での男女平等の推進

現状と課題

働く場における男女平等を実現するためには、採用や昇進、配置等において男女平等の就業機会の促進や就労環境の充実等が望まれます。

「ウィズプラン見直し調査」における女性の回答は、「職場において男性が優遇されている」が33.9%、「やや優遇されている」が37.2%と高い数値を示しており、職場における不平等感をあげています^{※3}。

その格差を解消するためには、情報の提供や制度の充実、啓発活動の推進等の条件整備が必要となってきます。そのため、性別にかかわらず自己の適正や能力に合った働き方が選択できるような仕組みの構築を推進する必要があります。

※1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章等として平成19年12月に政労使トップ合意により制定され、平成22年6月に改訂された指針に基づいている。

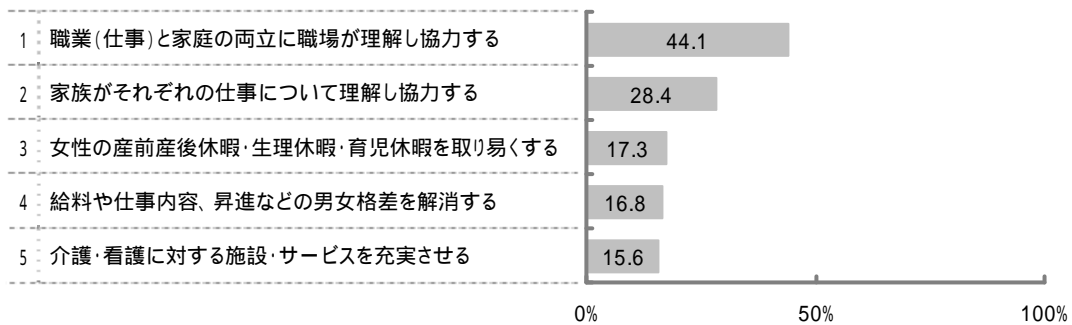
※2 女性の再チャレンジ支援：子育て等によりいったん離職した女性の再就職・起業等を総合的に支援すること。

※3 「ウィズプランおかげさき21」見直しにあたっての市民意識調査報告書 P12 問1 参照
<http://www.city.okazaki.aichi.jp/secure/7005/isikityosa02.pdf>

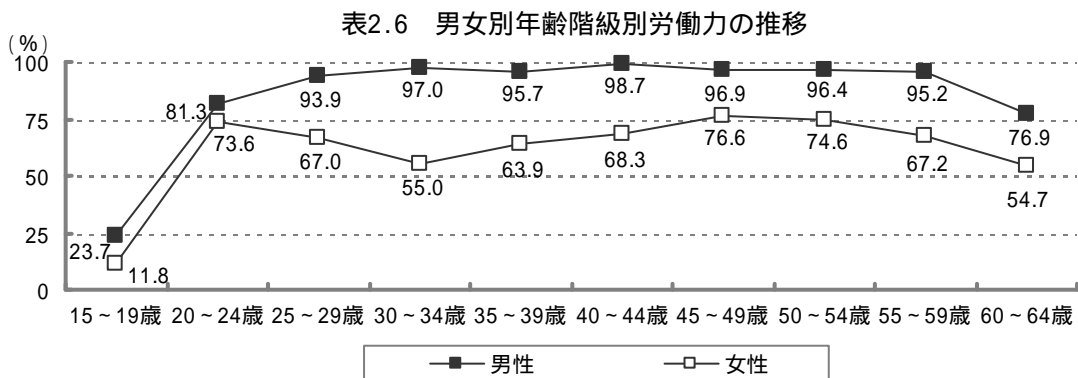
女性が働き続けるためには、就職前の就労技術の習得と、就業中のスキルアップが必要ですが、結婚・出産により仕事から離れると、スキルアップは困難となります。中断後の再就職では単純労働や、家族の世話による短時間労働の選択など、本来の就労意欲とは別の制限等があります。

女性が働き続けることができる環境整備や、仕事から離れた女性の再就職支援等の施策を進める必要があります。

表2.5 安心して働ける環境づくりに必要なこと（上位5位・回答2つまで）



岡崎市資料：岡崎市次世代育成支援に関する市民意識調査（H21）



全国資料：総務省統計局 就業構造基本調査（H19）

施策の方向

女性だけが、結婚や出産によって仕事が中断してしまうことのないように、労働情報の提供をきめ細かく行う必要があります。法律上は男女平等になりましたが、隠れた不平等が未だに多く見られるので、雇用主も不平等が何かを理解する必要があり、不平等が是正されるよう周知・啓発を行います。

働き続けるための支援も重要ですが、結婚や出産で離れた仕事を再開するための支援も重要です。職業安定所では、マザーズハローワーク^{※1}を設置し、女性の再就職支援に対する取り組みを行っています。

※1 マザーズハローワーク：子育てをしながら就職を希望している人に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を行うため、厚生労働省が設置している。

(1) 雇用機会における平等の推進及び労働情報の提供

具体的施策	担当課
① 就労情報・関係法令・各種制度の紹介	商工労政課 文化活動推進課
② 就労に役立つ各種講座の開催	商工労政課
③ 企業経営者を対象とした意識啓発講座等の開催	商工労政課 文化活動推進課
④ 男女の職域拡大のための働きかけ	商工労政課 文化活動推進課

(2) 働く環境における男女平等の推進

具体的施策	担当課
① 職場環境に関する意識啓発セミナー等の開催	商工労政課
② セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	人事課

(3) 女性が働き続けるための支援

具体的施策	担当課
① 女性の就労支援	商工労政課 文化活動推進課



愛知県子育て家庭優待事業
シンボルマーク「はぐみん」
(C) 愛知県